

# 中野区教育委員会会議録

平成28年第21回定例会

平成28年8月26日

中野区教育委員会

平成28年第21回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年8月26日（金曜日）

開会 午後7時00分

閉会 午後8時47分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

14人

○議題

1 議決事件

(1) 第25号議案 中野区区政情報の公開に関する条例施行規則及び中野区個人情報  
の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 第26号議案 中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

## 2 協議事項

(1) 子どもの読書活動について

## 3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 8月4日 平成28年度海での体験事業視察
- ② 8月9・10日 平成28年度初任者・新規採用者宿泊研修会
- ③ 8月10日 中野区立中学校PTA連合会との懇談会

○議事経過

午後 7 時 0 0 分開会

田辺教育長

こんばんは。

定足数に達しましたので、教育委員会第 21 回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

初めに、傍聴の許可についてお諮りいたします。教育委員会の会議の傍聴人の数につきましては、中野区教育委員会傍聴規則第 3 条により、20 人以内と定められておりますが、教育委員会が認めた場合は、20 人を超えることができるとされています。

本日は、あらかじめ 20 人を超えて傍聴することを認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、20 人を超えて会議を傍聴することを認めることに決定いたしました。

さて、本日、夜の教育委員会は、夜間に教育委員会を開催することによりまして、昼間、教育委員会を傍聴することが難しい方にも、教育委員会を傍聴できる機会を設けるために実施しております。

会議の進行は、通常のエ育委員会と同じように進めてまいります。本日は、議事日程の途中で、会議を一旦休憩し、傍聴の方々に本日の協議事項に関してご意見をいただく時間を設けたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第 25 号議案「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則及び中野区個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第 25 号議案「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則及び中野区個人情報

報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、議案書をごらんいただきたいと存じます。下のほうでございますが、中野区情報公開条例また、個人情報保護審査会条例の一部改正に伴いまして、同規則を整備するものでございます。

内容ですが、中野区情報公開に関する条例、また個人情報保護の条例それぞれに基づきまして、情報公開審査会また個人情報保護審査会という、それぞれの附属機関が設けられてきたものでございます。

今般、この両方を統合いたしまして、情報公開・個人情報保護審査会という、一つの審査会を設けるとした内容の改正があったものでございます。この改正に伴いまして、今般の規則の改正を行うというものでございます。

恐れ入りますが、規則の内容につきましては別紙、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

上段が、中野区区政情報の公開に関する条例施行規則の新旧対照表でございます。右側が現行の規定、左側が改正案ということでございます。

「情報公開審査会に諮問をした旨の通知」というところが、左側改正案では、今、申し上げました「中野区情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした旨の通知」ということで、審査会名が変わったといった内容でございます。

以下、第5条の4につきましては、引用条文の変更による内容。以下、中野区情報公開審査会の名称の変更に伴うものという内容になってございます。

なお、現行6条の内容でございますけれども、条例第14条の規定が削除されたことに伴いまして、規則の内容の中から削除をするといった取り扱いとなったものでございます。

以下、7条につきましては、条文の6条が削除されたことに伴います、条文のずれでございます。また、別記第9号様式につきましては、名称変更に伴う改定でございますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

また、附則の内容でございますが、この規則につきましては本年9月1日から施行をする旨、定めるものでございます。

次に、下の表でございますが、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の内容でございます。右が現行のところでございますが、同じく「個人情報保護審査会」という名称が、左側改正案では「中野区情報公開・個人情報保護審査会」に名称を変更してございま

す。

また、第7号様式につきましては、ただいまの審査会の名称変更に伴う内容変更となっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

附則でございますが、この規則につきましても本年9月1日から施行する旨、規定するものでございます。

本件につきましてはの説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

田中委員

改正の中身については、わかったのですけれども、具体的に想定される状況というのはどういう状況なのでしょう。誰からどんなことについて、情報公開の申請があって、教育委員会が認めるというふうな形を想定しているのでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。ただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

情報公開請求の内容につきましては、区が持っている情報について、公開をしてほしいという請求になります。また、個人情報保護の条例につきましては、個人のかかわる情報ということが厳格に守られているところを公開してほしい、開示してほしいといった請求になります。これについて、区として開示しない等の決定を行った場合に、当該請求者の方から、不服の申し立てをしていただくような場合がございます。その内容につきまして、学識経験の方々で構成されております審査会で審査をすることが、この所掌事項となっております。

田中委員

そうすると、教育委員会の中では具体的に何か、こんなことが想定されるということはあるのでしょうか。こういった情報を公開してほしいと請求される、そういった想定というのはあるのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

行政ということで、様々な情報を持って仕事を進めておりますので、様々な場面でこの情報を公開してほしいということはございます。例えば、昨今ですと教育委員会として契約している内容について開示をしてほしいといったことがございまして、その決定について不服がある場合については、こういった審査会で審査をすることになるということでご

ざいます。

田中委員

わかりました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

情報公開審査会と個人情報保護審査会が一つになったということでの改正という説明があったと思うのですが、基本的にどういったことがメリットなのでしょうか、その辺のところを具体的に教えていただければと思うのですが、

副参事（子ども教育経営担当）

情報公開の審査におきましても、個人情報の保護の視点というのは非常に重要であるということがございます。また、個人情報の保護の視点ということにつきましても、区政情報の透明性、また区政の透明性の確保、そういったことは欠かせない視点であるということで、両審議会の委員の方々に求められている専門性については共通しているという認識がございまして、そういった観点からも統合を図るということで考えたものでございます。

小林委員

改正をするということに関して、別に反対とかそういうことではないのですが、今、具体的に想定されるものということで、契約の内容といったことがありましたけれども、教育にかかわっては、例えば指導要録であるとか、成績にかかわるもの、そういったことが想定されると思うのですが、こうした場合には様々な配慮が必要だと思います。こうした機能を十分に生かして教育指導が委縮することがないように、かつ公正な公開をしっかりと保証していくということが今後も求められると思いますので、こういった機会に学校としても、情報公開を原則としながらも、教育的な配慮もしっかりしていくということを、今後も貫いていく必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかには質疑ございますか。

渡邊委員

今までは情報公開審査会と個人情報審査会があったのですが、二つの審査会が一つの審査会になって、一括にして行っていくという変更と捉えてよろしいのですか。ま

た、この審査会というのは今後も別々に存在していくものなのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

行政不服審査法の改正等のございましたけれども、今般、いわゆる会議の効率性、公正性というような観点から、審査会を統合しようということをございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

なければ、質疑は終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第25号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件、第26号議案「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

初めに、担当より議案の説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の議案の提出について説明をいたします。

提案の理由になりますけれども、資料の下に書いてございますが、「区立小学校の再編に伴い通学区域を定める必要がある」ということです。説明ですけれども、別に資料を用意してございますので、そちらのほうをごらんください。

平成29年4月1日の区立小中学校の統合に伴います通学区域の変更を行うため、下記のとおり、中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正するものでございます。改正の内容ですけれども、新しく4月1日に開校いたします、南台小学校、みなみの小学校、美鳩小学校、それぞれの通学区域について次のように規定をいたします。

その他の変更ですけれども、新旧対照表をごらんください。まず、資料2枚目を見ていただきたいのですが、「(2) その他規定の整備」というところですが、その他の変更の部分ですが、各条文に見出しを付けます。それから第5条につきましては、この規則



に直接関係する内容ではないため、削除いたします。それから一部文言を整理いたします。

「(3) 施行日」ですけれども、公布の日。別表につきましては、改正規定は平成 29 年 4 月 1 日からになります。

それから、新旧対照表を付けておりますけれども、新旧対照表の 1 枚目は左側が改正案、右側が現行になっております。(2)で説明いたしました内容の新旧がわかるような形になっております。

それから、通学区域につきましては別表で、現行と一番最後のページに改正案ということで、新しい通学区域は最後のページに書いてある区域になっております。

こういう形で 4 月 1 日からということになりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

小林委員

これに関しては小中学校の統合、学校再編にかかわってということですので、それなりの教育的な配慮があって、こうした形で変更をしたということで、これはよろしいかと思えます。ただ、保護者、もちろん児童・生徒本人も、通学区域が変わりますと場合によっては、少し距離も遠くなったりとか、場合によっては大きな通りを渡るとか、そういったことも想定されるかもしれません。そうしたときの安全確保が、一番大きな問題だと思うのですが、例えば小学校などは時間帯によって通行止めにするスクールゾーンの設定について、警察とかなり協議をしたりして、細かに設定していると思えます。区域を変えるときにもそうした安全確保の視点というのですか、そういったところの取扱いについてお伺いしたいと思います。

副参事（学校再編担当）

今、お話にありました、通学区域につきましては、学校教育のほうで行っております通学路の安全対策ということで、PTAと警察、それから道路設置管理者等で 7 月、8 月にかけて現行の区域内の安全点検をしております。そういった安全点検の中身を踏まえまして、新しい通学路につきましては、統合いたします学校長が中心となって案を作成いたしまして、PTAに確認をしながら、最終的には警察のほうに届け出をして決めていくというような形になっております。

それから、統合をしたときには、今、通学安全指導員というのを配置しておりますけれ

ども、そちらにつきましても現行よりも多い形で、安全の確保をしたいというふうに考えております。その安全指導員をどこに置こうかといったような相談も、今、学校を中心に進めているところでございます。その辺を充実することで、通学路の安全をきちんと確保したいというふうに考えているところです。

田辺教育長

よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

田中委員

この通学路の、新しい通学区域は、今、小林委員もおっしゃいましたけれども、教育的配慮も含めて地域の人たちの意見も聞きながら決められたことと思います。しかしどうしてもあるところで一線を引くと、以前よりも不便を感じる方もいらっしゃるのではないかと思います。そういう方たちに対する対応というのは何かあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

通学区域は、このとおり定めますけれども、様々な個人的な理由によっては指定校変更という制度もありますので、1件1件、学校教育のほうに申請をしていただいて、指定校の変更が適切であるというふうに判断した場合には、指定校を変更して通学をしていただくということもございます。

田中委員

なるべく事前に、よく地域の方にも説明してさしあげるような対応は、ぜひお願いしたいと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

道路を隔てただけで指定校が変わってしまう、これは当然あることだと思います。それを今まで打ち合わせ会などで、統合に当たってその範囲を決めてきたということですから、これについては問題はないと思います。

ただ、指定校変更のところになるのですけれども、ここの新旧の改正案と現行案の表のところを読んでみますと、「5条は削る」と切られています。5条は「中野区に居住する者が中野区以外の設置者の学校に就学しようとする場合は」という、こういった文言を完全に削除しているのですけれども、これは4条の中でそれを解釈できるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

この条文につきましては、学校教育法施行令の中で、同条文がありますので、当然、区立学校も学校教育法施行令に従って運営をしているわけですので、そちらのほうの条文に当てはめてやっていくということで考えております。ですので、この条文からなくなっても、この規定が全くなくなるということではないということでございます。

渡邊委員

規定がなくなるわけではないということですね。

副参事（学校教育担当）

ここからは外しますけれども、学校教育法施行令の9条に、同内容のことが書かれていますので、それで運用していくということになります。

渡邊委員

ありがとうございます。むやみやたらに、境界線が近いから、近所の友達と同じ学校に行くというのは、ここにあるような「相当な理由」には、当然当たらないのだろうとは考えております。守られたルールの中で運営をしっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。なければ質疑は終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の、第26号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項に移ります。

「子どもの読書活動について」の協議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは「子どもの読書活動について」、お手元に「中野区子ども読書活動推進計画（第2次）の取組み状況について」という資料。また別紙ということで「中野区子ども読書活動推進計画（第2次）－計画事業の取組み状況と検証－」といった資料をご配付させていただきます。これに基づきまして、ご説明を申し上げます。

中野区子ども読書活動推進計画（第3次）でございますが、この策定をするということにつきましては、去る6月3日の教育委員会におきまして、その策定の考え方及び方針につきまして、ご報告したところでございます。この策定に当たりまして、現行の第2次計画における取組状況につきまして、その状況を取りまとめましたので、報告をさせていただくものでございます。

計画の取組状況の詳細につきましては、ただいま申し上げました、別紙にまとめさせていただきます。各事業の詳細な取組状況ということでございます。内容の概要ということでございますが、第2次の計画におきましては、目標を5点ほど掲げて様々な事業に取り組んできたところでございます。それぞれ、その目標につきましては成果指標というものも設けまして、その達成状況が見えるものについて取り組んできたところでございます。

初めに、(1)の目標でございますが、子どもが区立図書館を利用して、読書を楽しんだり、知識を得たりしているということを目標と掲げているものでございます。成果指標でございますが、区立図書館の子どもの登録率ということでございます。この登録率につきましては、区内の人口に対する、0歳から18歳の区民の方の登録者の割合ということでございます。それと、平成26年度から平成27年度にかけまして、大幅な減少が見られるというところでございます。これにつきましては、平成26年度に図書館システムのリプレイス、改修を行いまして、これまで図書館登録有効期限を2年間という運用をしていたところ、1年間の運用ということに変更をいたしました。これに伴いまして、非常に大きな減少が見られたところでございます。こういった状況も勘案した上でございますが、登録率につきましては、残念ながら減少の傾向にあるということでございます。そういった認識でございます。

この登録者の内訳でございますけれども、中学生が40%、小学生が55%、また、0歳から6歳の乳幼児ということでは、13%になってございます。こういったことから、0歳から6歳、未就学児の年齢層への図書館への登録の働きかけ、こういったことを重点的に進める必要があるというふうに考えてございます。

現在も、図書館をあまり利用したことがない乳幼児親子等が、図書と出会うきっかけづくりを行ってございます。

例えば、地域の商店街に出向いての事業です。これは絵本の読み聞かせ等を行う、また絵本の展示等を行う啓発事業でございます。

さらには、すこやか福祉センターでは、後ほど出てまいります絵本講座というようなことで、乳幼児親子に絵本を知っていただいて、本を読むきっかけづくりを行うような事業も展開してございます。

また、児童館におきましても、出張おはなし会でございますとか、そういった様々な連携した事業を行っているところでございますが、こういった事業につきまして、拡充をする必要があるというふうに考えてございます。

また、小学生でございますが、図書館見学会でございますとか、現在も図書館職員が向いて、「ブックトーク」という、子どもたちが興味を示す事柄をテーマにしまして、本を紹介するようなことをやっているところでございます。こういったことを通じまして利用登録の勧奨なども進めていく必要があると考えているものでございます。

二つ目の目標は、地域のボランティアが育ち、本と子どもを結びつける役割を担っているということを目指してございます。これにつきましては、成果指標といたしまして、区立図書館の子ども向け行事の参加者人数を掲げているところでございます。指標の結果をごらんいただきますと、数値につきましては伸びているということが見られております。これにつきましては、ボランティア団体とご協力をいただきながら、おはなし会などを実施してございます。

行事の参加者数が伸びた要因ということで、2点ほど掲げております。指定管理に移行いたしまして、自主事業であります「ぬいぐるみお泊り会」。これは図書館が閉まっている間に、お子様が大切にされているぬいぐるみが、代わりに図書館に泊まっていたら探検をし、また、好きな絵本を読んだりしていただくということで、終わった後にお泊り証明書とぬいぐるみが読んだ本をお子様にお貸しするような、そういった事業でございます。また「図書館福袋」でございますけれども、これも乳児・幼児・小学生の、年齢あるいはテーマに合わせまして、3冊ほど袋の中に入れて貸し出すようなことをしてございます。興味関心を引き出すような事業でございますが、こういったことが好評を得ていること。さらには小さい子向けのおはなし会というようなこともやっております、これにつきましては、乳幼児の保護者の方の情報交換の場としても活用いただいております、これらが好評を得ていることなどが要因になっているというふうに考えてございます。

また、各館でお子様対象に行っておりますおはなし会につきましては、区内子ども関連施設ということで、キッズ・プラザや児童館等などでも実施をしているところでございまして、そういったことでは非常に裾野が広がっているのかなというふうに考えているとこ

ろでございます。

いずれにいたしましても、ボランティアの皆様の協力を得て実施をしている部分が非常に多いということでは、こういったボランティアの方にさらに協力をいただけるような、そういった働きかけを行っていく必要があると考えてございます。

次に、三つ目の目標でございますが、学校では学校図書館の活用により、子どもの読書活動が推進されているということを目標に掲げてございます。成果指標は、図書館見学会や体験学習の参加者人数でございます。いずれの年におきましても、減少した年度もありましたが、おおむね増加傾向にあるのかなというふうに見ているところでございます。

今後でございますけれども、学校の行事予定あるいは受け入れ体制の関係などを勘案いたしまして、教員の先生方との連携を密にいたしまして、PRなども行いながら図書館見学会の予定を計画的に組んでいけるようにしていきたいと考えております。

また、次のページでございますけれども、就業体験・職場体験につきましても、希望校が増えているところでございますので、そういった調整につきましてもしっかりと行い、今後も受け入れを積極的に行っていきたいと考えているものでございます。

次に、四つ目の目標は、学校図書館が地域に開放され、子どもがいつでも本を読んだり、本を使って課題を解決しているという内容でございます。これにつきましては、成果指標として、地域に開放されている学校図書館の数ということで、地域開放型学校図書館の内容を載せているところでございます。これにつきましては、非常に物理的にも課題があつて、なかなか進んでいなかったところでございますが、今般の10か年計画（第3次）におきましては、第3ステップに、記載のとおり平成32年度にはみなみの小学校。また、33年度には桃園小・向台小の統合新校に、この改築に合わせまして地域開放型学校図書館を整備するという事柄も、計画に掲げてございますので、こういった取組みによりまして地域の子どもの読書活動の促進、また、区民の利便性の向上を図ってまいりたいと考えているものでございます。

次に、五つ目の目標でございますが、図書館、家庭・地域、学校におきまして、子ども読書活動の取組に向けて、それぞれ連携・協力しているというものでございます。成果指標でございますが、図書館と事業の連携・協力をしている区の施設、また参加者数。もう1点が、図書館と事業の連携・協力をしている団体数ということで、これにつきましては商店街との連携事業ということで、商店街に出向いて様々啓発している事業を取り上げているところでございます。

絵本講座。これはすこやか福祉センターや児童館に出張して絵本に触れる大切さを教えるとともに、その際、わらべうたでございませうとか、手遊びなど、親子で楽しむことができるようなプログラムも組んで、実施をしているところでございませう。また、区におきましては、子育て広場事業ということで、子育て親子の交流事業、更にはここでは子育てにかかわる相談などもできる事業を広めているところでございませうが、そういった機会も活用いたしまして、絵本に触れることの大切さなどを啓発しているところでございませう。

次のページでございませうが、そういったことも、今後、力を入れていく考えでございませう。更に、国際交流協会など、連携先の拡大の必要もあるというふうにご考えているところでございませう。

最後に、これらの取組状況を踏まえまして、今後、第3次計画を策定するに当たりましての視点ということで、2点ほど挙げさせていただきます。

まず1点目は、「新しい中野をつくる10か年計画」におきましても掲げているところでございませうが、学校と図書館の連携した取組によりまして、子どもの成長段階に応じた読書活動が推進され、児童・生徒の自主的・自発的な学習や読書活動が行われていることを目指しているものでございませう。そのため、学校教育におきましても見学会など図書館の活用、あるいは読書環境の整備ということでは団体貸出しでございませうとか、学校図書館の職員と区立図書館の職員の合同研修でありますとか、様々な読書環境の整備を図っているところでございませうが、こういったところにも力を入れていく必要があるとご考えてございませう。

更に先ほど申しました、地域開放型学校図書館の整備によりまして、子どもの読書活動の推進も図っていく必要があるとご考えております。併せて、繰り返しになりますが、成長段階に応じまして絵本講座、おはなし会、更には小学校入学後には体験学習でありますとか、中高生になりますと、ヤングアダルトコーナーの充実ということで、そういった成長段階に応じた読書環境の整備ということも必要であると考えているものでございませう。

また、計画策定の視点、2点目では、子どもの読書をめぐる状況変化や課題を明確化させるということがございませう。1点目は、オリンピック・パラリンピックを契機といたしまして、国際理解や多文化理解、更には日本あるいは郷土への誇りや愛着を持てる取組といったことも必要であると考えてございませう。郷土の歴史にかかわる図書や外国語の図書の整備につきましても充実させていく必要があるとご考えてございませう。

2点目は先ほど申しました、子育て広場事業など、親子の交流事業等につきまして、工

夫・拡充を図りまして、充実をさせていきたいということでございます。

最後に、地域のボランティアの皆様、あるいは国際交流団体など地域で活躍している団体の方々との連携の強化を図りまして、子どもの読書の活動の入り口の充実というのでしょうか、そういった連携の拡充ということも、今後、図っていく必要があると考えているものでございます。

取組状況の報告につきましては以上でございます。

田辺教育長

それでは各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

全体的に感じたのですが、指標が全て図書館が中心にあって、その図書館がこういう働きをしていくということで、もちろんこれも大事なのですけれども、子どもの読書活動を活発にさせるために、図書館以外の、図書館から外へ出た視点での事業を、この第3次で少し取り入れたほうが良いかと思えます。例えば、家庭でお母さんが読み聞かせをしている時間を増やすような働きかけとか、図書館だけに頼っているのではなくて、もう少しいろいろな場面での取組が必要なのかなと思いました。

それともう1点、目標の(1)の指標なのですけれども、小学校、中学校はかなり読書登録をしている子どもたちが多く一方で、就学前の子どもたちの登録率が13%と、数字が少なくなっています。読書活動というのは、例えば就学前の子どもはお母さんやお父さんに読んで聞かせてもらって、夢が膨らんでいたり、楽しいと感じるものです。小学校に上がった自分ですら少し読んで、読む中で楽しいことを覚えたり、高学年から中学校になると、今度は何か学ぶためにいろいろ知識を得ていきます。ですので、やはり少し子どもの成長に従った指標を、補足としてでも付けたほうが、課題が明確になるのかなという感じがしました。

以上です。

副参事（子ども教育経営担当）

目標を定めまして、達成状況を図る指標というのは大事だと思っております、第3次につきましても、その辺は工夫をしていきたいと考えてございます。

ただいまご指摘をいただきました点につきましては、十分検討させていただきたいと存じます。

田中委員



指標自体も今回の資料を見せていただくと、図書館の利用率的な指標が多い。例えば、子どもが小学校何年生でどれぐらい本を読む機会が増えたとか、例えば、1カ月に読む本の数が増えたとか。何か子ども自身の読書活動がもう少し具体的に見えるような指標というのがあるとよいと思います。これはこれとして積み重ねとしての指標なので大事だと思うのですが、少しそういった子どもたちの視点に立った指標というの、第3次で何か取り入れられるものがあれば考えていただけるといいかなと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

ちょっと質問ですが、(1)のところで、小学生を主な対象とする図書館見学会、それから小学校へ出向いてのブックトークといったことが出ておまして、先ほど少し説明があったと思うのですが、このブックトークの主な概要というのでしょうか、どんな状況で行われているのか、そしてどういった頻度で行っているのか。その辺がもしわかればお教えいただければと思うのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

手元にあります、26年度の実績ということなのですが、延べ8校で、延べ24クラス、782人の方の参加ということでございました。図書館職員が学校図書館にお伺いをいたしまして、クラスの生徒の皆様に関心が湧くテーマに関連する図書を紹介しながら、読書の魅力というのでしょうか、そういうものを伝えるということをやっております。なかなかうまく説明できないのですが、図書館司書の資格を持っているような職員が赴いて、読書への興味を持ってもらうような取組をしているということでございます。

小林委員

先ほど田中委員からもお話がありましたけれども、この指標自体が区立図書館のあり方みたいなものにシフトして、子どもがどれだけ読書に親しんだかということが、どこまで見えてくるかという点では疑問があるというような方向でのお話があったと思うのですが。例えば、登録率が落ちている理由が、いわゆる2年間の有効期限を1年間にしたということなのですが、結局、それで落ちているということは、それなりに図書館を有効活用していたり、図書館を使うことによって達成感を得られているということであれば、継続すると思うのです。

ということは逆に言うと、図書館の登録というものは一過性のものであって、子どもの

読書推進にどれだけ結びついたデータなのかということを考えてときに、ちょっと心もとない状況があると思うのですね。ですから中野区子ども読書計画（2次）に関しては、これも一つの大事な指標だと思imasるので、決してこれがダメと言っているわけではないのですが、今後、子どもの読書をどのように広め、深め、そして読書が生涯にわたって子どもの生き方に大きくかかわってくる存在になっていくかということを考えてときに、やはり、ブックトークの中身など、単なる回数だけでなく、そういったものを様々な形で指標化していく工夫をこれからしていく必要があるかなというふうに思imas。そういう点では、さらなる啓発活動の充実も必要だと思imasし、第3次に向けては、こうした成果指標のあり方、どういった形式、どういった形にするかといったことも検討していく必要があるのかなというふうに思imasました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

渡邊委員

読書活動推進計画で、今、小林委員も田中委員も申し上げたように、この取組状況の報告は、やはり図書館の指定管理者がどれだけ利用してもらえたのかとか、そういった事業報告に近いような報告に感じ取られると思imas。そうではないとしても、そういうふうなイメージが受け取られるような報告になっているのではないかなと。それよりも、読書活動がどれだけ推進されたかということは、図書館に行った人が多いから読書活動は進んだわけでは決してないのではないかと。

田中委員が申し上げたように、小学生の中では50%ぐらい利用してもらいたい、0歳から6歳の中でも50%と、全ての年齢域で達成するというのは難しい話なのかなという気もします。これはあくまで図書館登録率ですから、4歳の子どもと2歳の子どもと0歳の子どもがいるお母さんが、図書館に行っているかと言われると、それはさすがにちょっと事情も違います。本来はこういう統計の出し方ではなくて、今まで登録していた人数は、少しずつ増えているかもしれません。

渡邊委員

図書館の利用の人数が変わらないので、実際は、ほかの解析をすれば、もう少しいい結果になるのではないかなというふうに思imas。ですから、もう一度再検討していただい

て、見方を変えればそんなに悪くないのではないかなというふうに思っています。

それで、図書館の利用というよりも、やはりこの中に書いてある、いつでも本を楽しめるということでは、いつでも本を読める機会がある、いつでも本があるという、そういう観点でいいと思います。

私が、重要だったなと思うのは、学校にある本が図書館にもあるといったように、同じ本が同じ場所に二つ存在するのも、無駄だなと思うので、学校図書と、地域図書館との隔たりをどれだけうまく取り除けるかということによって、地域における学校の役割というものもすごく増すのかなというふうに思います。

この学校図書館は、地域のコミュニケーションの場になっていくのではないかなと思います。学校の図書の、蔵書も中野区は多いですから、ぜひ利用していただきたい。特に中野中学校の図書館に見に行ったとき、この図書館を一般の人も借りたらいいのではないかなと思うぐらい、本が充実しています。また、取組の中で、読み聞かせ、朗読というのは、結構聞いていていいものだなと思います。なかなか聞いたことのない人も、聞いていると意外に、物語に溶け込むということがよくあります。朗読会などに来る人が徐々に増えてくることもありますので、この取組はとても素晴らしいと思います。

それと、おすすめ本。やはり本というのは、どうやって、何を読んだらいいのかという、やはりベストセラーから読んでいきます。一つのおすすめの本を夏休みでもみんなが読んでくると、共通の話題性がある、その本の中でどうだったとかという話題性もあるので、やはりつながりが広がると思います。こういうおすすめ本というのを指定して、皆さんに読んでいただける取組は、本の楽しみを啓発する一つの手法として、素晴らしいなというふうに感じております。

ただ、素晴らしい取組がある中で、上手くその取組を評価できるような、もう少し相手に説明できるような解析、分析をすると、もう少し全ての面でよくなっているのではないかなと思います。数字だけで言うと変わっていないけれども、やはり内容面にチェックをすれば、もっと皆さんにご理解していただけるようないい数値にもなるのではないかと思います。もう一回、目線を変えて見ていただければよろしいかと思います。本当に素晴らしい取組が幾つもあって、よろしいかとは思っていますので。今後どうぞよろしくお願いいたします。

田辺教育長

こちらこそ、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

小林委員

この(4)に、「地域開放型学校図書館の整備」ということで、特に学校の再編に伴って、校舎を改築するところが、新たに学校の図書館を地域の方に開放すると。これは地域の図書館とは別に整備するというのでよろしいのですよね。

副参事（子ども教育経営担当）

委員ご指摘のとおりでございます。

小林委員

これは今度も拡大していくというふうに考えてよろしいわけですか。

副参事（子ども教育経営担当）

学校の安全やセキュリティーの関係で、やはり物理的なところが充実というか、環境が整っていないと、なかなか地域開放型ということが難しいと思ってございまして、ご指摘のとおり学校の、改築の際に地域の図書館の整備をするということが、やはり一番考えられるのかなということで、その計画をしているところでございます。

なお、それが喫緊にない学校におきましては、可能な範囲で乳幼児親子の方が図書館を利用できるような、そういった手立てというのは必要かどうか考えているところでございます。全小学校でそういったことを考えていきたいというふうに考えてございます。

小林委員

大変いい方向性であると思います。今、お話の中で、学校の安全確保という部分がありましたけれども、これはある意味当然でありまして、教育活動ですから、子どもだけで活動させるということは、あり得ないわけで。当然、指導者、教師が付いてということになるかと思しますので、その辺のところをしっかりと踏まえた上で、地域との交流を含めて、学校図書館の充実、教育活動の充実、拡大というのでしょうか、そういうものを目指していただきたいなと思います。

今後、学校再編に合わせて、小学校だけではなくて中学校なども、地域の図書館と学校の施設が一体的なものを造っていくという方向性が、私は望ましいと思います。構造上、どうしても別々のものになりがちですし、なかなか全てのところでできないと思うのですが、やはり子どもの読書活動を推進していくということであれば、そういったものを一体的に融合して、行き来を自由にさせていながら、利便性を図ることで、先ほどの登録率といったものは、自然に高まってくると思うのです。

ですから、学校教育やいわゆる社会教育、生涯学習と、全体を一体的に、両方が充実していくように。今後、新たなものを建設したりするようなときには、これまでのように区切って考えるのではなくて、融合的に発展させていくようなそういう工夫を、ぜひコンセプトとして取り入れていくことが大事ではないかなと思います。そういう方向性のもとに、今度も指標を作っていくことが大事ではないかなというふうに思っています。

田中委員

今、小林委員のおっしゃったこと、僕もすごく賛成です。図書館に行こうと思って行く方の利便性も大事なのですが、たまたまそこに何か別の行政のサービスを受けに行ったら、そこに図書館があったということで図書館を利用する機会が生まれる。そういった仕掛けも必要なのかなと思います。ですから、今、中野は、図書館がそれぞれ独立して幾つもあるわけですが、そこには図書館に行こうと思わない限り行かないわけですね。でもそれが何か地域のコミュニティセンターのような要素もあったり、例えばキッズ・プラザみたいなものが図書館の中にあれば、図書館と触れ合う機会が増えるように思います。そういった仕掛けも必要なのかなと思うので、ぜひ考えていただければと思います。

田辺教育長

ご要望ということで承らせていただきます。

小林委員

今、田中委員がおっしゃっていたことは、非常に大事な視点で、どうしても行政は、よく「縦割り」と批判されることがあるわけですが、それはそれで充実させていくということは大事だと思うのですが、民間の発想でいけば、品ぞろえをよくしておけば売り上げが全体に向上するということと同じで、やはり、図書館に行こうと思って行くとなるとなかなかハードルが高いわけです。でも、別のことを目的に行って図書館に触れる機会があるということに魅力を感じます。

ですから、教育行政もそういう柔軟な発想をどんどん取り入れていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。

渡邊委員

先ほども申し上げたのですが、本に触れる機会は、すぐそばにあっていつでも読

める機会がないと、なかなか読みに行こうと思って行くのは難しいかと思えます。

やはり、図書館に行くからにはちょっと専門性のあるもの、それに関連したものを同時に調べようとか、そういった場合もあると思うのですね。ただ、本に触れるとしたら、例えば絵本であれば児童館に図書館の本が出されていますが、読みたかった本というのは意外に少なくて。学校でやはり本のことをよく知っている人が、この本がいいですよと幾つか推奨された本が5冊、10冊置いてあるだけでも全然触れる機会は違うと思うのですね。

だから、実際にその医療機関等に、本の長期貸出しとか区などはとてもいいことをやっているのだけれども、アピールが足りない。やはり小学校に上がっても、あの本読んだよとか聞いたよと、そういうような形でやはり本に興味を持つように、まず触れること、そして触れる機会が多いことが一番重要なかと思えますので、田中委員がおっしゃったように、あらゆるところに本を多く置くというのも一つの考え方として読書計画に入れてもいいのではないかと思います。いつでも読める機会を与えるとか、いつでも本を手にすることができるよう機会を与えるというのが、一つの目標の中にあってもいい。専門性の高い本を読みたい人は図書館へ行ってくださいという感じで、すみ分けするようなことは、今後、必要なのかなというふうに感じています。

どうしても、インターネットなどで、ダイレクトにそのものを調べられたりとか、そのものを読めたりとかするのですけれども、アナログのよさというのもやはり今後も大切にしなければいけないのではないかなと思います。そういう意味では本を手にとって読む、その感触というのも、今後も忘れてはいけないような気がします。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。

様々各委員のお考えに基づくご要望をたくさんいただいております。確かに、この第2次の子ども読書推進計画は、図書館を中心に考えてきたわけですがすけれども、子どもたちは日常、図書館だけでなく様々な地域での活動の場を持っていますので、その中でどれだけ本に触れる機会というのを増やしていくかというのは、課題だというふうに思いましたので、今後、第3次の策定に当たってはそういう視点も盛り込んでいければというふうに思っています。

それでは、今日の協議事項につきましては、これで終了させていただきたいと思えます。

それでは、会議の途中ですが、子ども読書推進計画の策定に関しての協議について、傍聴の方のご意見をお伺いするため、傍聴者発言の時間を設けたいと思えますので、ここで

定例会を休憩させていただきたいと思います。

午後 8 時 1 0 分休憩

午後 8 時 3 0 分再開

田辺教育長

定例会を再開いたします。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

報告事項に移ります。教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは一括してご報告いたします。

8 月 4 日、平成 28 年度海での体験事業の視察に、田辺教育長、田中委員、渡邊委員が出席されました。

8 月 9 日・10 日に、平成 28 年度初任者・新規採用者宿泊研修会に、渡邊委員が出席されました。

8 月 10 日、中野区立中学校 P T A 連合会との懇談会に、教育長、小林委員、渡邊委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から、補足、質問、その他の活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

私は、8 月 4 日の海での体験事業の視察に行ってきました。区内の校長先生や先生方も 15 名ほど一緒に同行されて、朝から行ってきました。子どもたちの様子を見てみると、大変楽しそうに、今回は二つの学校の生徒が混ざって参加をしていたので、新しい友達ができそうな雰囲気もありましたし、それから子どもたちの世話をしてくれた業者というのでしょうか、面倒を見てくれたところも、非常にしっかりしたところで大変よかったなというふうに思いました。子どもたちのあの笑顔を見てみると、大変いい体験をしたのかなというふうに感じました。準備もいろいろご苦労さまでした。

ただ、今回、3 クールやって 100 名ほどでしたよね。約 100 名ほどの生徒さんたちだっ

たので、その参加された生徒たちには非常にいい体験だったのかと思うのですけれども、やはり中野区の子どもたちに、もう少し幅広く体験してもらうように、学校単位でもう少し広げていくとか、その辺はまだまだ、私たちが考えていかなければいけないことだなというふうに感じました。

それからもう1点いいですか。実は7月31日に、今、話題になっている発達障害の子どもたちへのかかわり方を考えるという、医療職が集まって私たちが地域で何ができるかというのを考えるワークショップに、参加してきました。

これは就学前の子どもたちに、地域の医療職がどんなかかわり方ができるのかというのを1日かけてワークショップしたのですけれども、そのときに基調講演をしてくださったのが、国立精神・神経医療研究センターの精神保健研究所の知的障害研究部の部長の稲垣先生という、発達障害の中で非常に高名な先生なのですけれども、その先生が90分ほど講演され、非常に印象に残ったのは、発達障害と診断が出る前に、何かちょっと違うのかなということをややはり地域の医療職が早めに気が付いて、それを行政なりいろいろな地域のサービスにつなげて、早期から療育を進めるということが、小学校上がった以降のいろいろな教育に大きな影響を及ぼすということでした。中野でも、今、その部分は充実してやっているのですけれども、やはり就学前の子どもたちのことを、もっと大事にしていかなければいけないのかなというふうに感じました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。そのほかにもございますか。

渡邊委員

8月4日と9日の日から10日かけての新任研修と、あと8月10日、PTA連合会の懇談会と参加させていただきました。

田中委員が報告をされたように、海での体験事業につきましては、以前にも1回行っているのですけれども、場所も大瀬崎という、伊豆半島の、とても海のきれいなところなんです。実際に海での活動というよりも、夏休みの期間にそういった活動に参加するという、またそういった機会を与えるということは、とても重要だというふうに思います。参加者がちょっと少ないのが残念で、やはり参加しやすい環境にあるかどうかということも少し検討にしなければいけないし。逆に言うと、少人数だからこそ変わった体験ができるという、そういう意見もあると思います。



大人数で対応できるような場所ではないけれども、少人数ではとてもいい体験ができる場所である、そういういろいろな側面がありますので、その辺りをいろいろと考えながら子どもたちにより良い学習の場とか経験の場を、多く作ってあげられるようにしていかなければいけないなというふうに感じました。

また、多くの学校長が来ていただいたということは、かなり評価できることではないかなと、私は感じておりました。

8月9日、10日、泊まりで新任研修がありました。昨年度に引き続き、宿泊研修会に参加させていただきました。こちらのほうは、小学校の先生が17名、中学校の先生が13名、幼稚園の先生が1名ということで、総勢31名の参加でありました。私は、9日の午後から行かせていただいたので、一緒にお食事をして、レクリエーション活動を実際にやってみただく。非常に新任の先生は、やる気満々で、緻密に考えて、いろいろなことにトライしているということで、フレッシュマンならではの初々しさというのを感じますし、その中でもやはりベテランの先生と違うようなところも若干見受けられました。私、こういったところで指導室の先生方となかなか一緒にすることもないのですけれども、所統括指導主事と9日の日は一緒に行かせていただきました。また、中野指導主事と四宮指導主事と活動して、フレッシュマンを見ると同時に、指導室の先生方の活動を見ることができました。指導主事の皆さんは、非常にきめ細かく全体を見て、統括していただいていた。そういった姿を見て、やはり新任フレッシュマンセミナーの重要さというのを改めて感じました。

翌朝は、8時から模擬授業を開始しました。全部聞きたいところだったのですけれども、私のほうが疲れてしまうくらい、みんな真剣にやっていました。最初は道徳、算数、道徳、道徳と続けました。やはり人の気持ちについて考えるような道徳というつかみにくい授業の展開の中で努力されていたのがとてもよかったなというふうに思いました。25分間の授業をして、その後に評価してもらって、その後みんなでディスカッションというような形をとって50分で終了するわけですが、その中でやはり指導主事の先生方は、やはりベテランだなと感じます。新任の先生方は、指導主事の方々の授業を見て、いろいろと勉強になったと思いますし、自分たちも一生懸命やったことが役に立っただろうと思います。とても気持ちのいい研修会で、いつも楽しみにしております。研修を見てきた感想としては、中野区の教育の体制は、かなりしっかりしているものではないかなというふうにご報告できるころだと思えます。

三番目、中学校PTA連合会との懇談会では、毎年しっかりした要望書を作っていたでいて、細かく配慮していただきました。本当に学校のPTAの方々が、学校のことを細かく見てくれているのだなというふうなことを、実感させていただきました。

今回、PTAの方々からも言われたのですが、要望の内容は同じようなことになっていて、ここ数年、あまり変化がなくなってしまうということでした。ただ、ここ数年間それを訴えて、今まで訴えたことをいかに充実させて、改善させていこうかという、そういう会話になったのは今回が初めてかなと。

そういう意味では、この要望に沿うように、どういったことを具体的にスタートするかという方法を考えようと、少し進歩した形になったのではないかなと思います。そういう意味では我々も、責任をもって、やはり伺っているだけではなくて、ちょっとずつ手を付けていくべきかなと思います。どういう形でやったらいいのかまだ具体的には難しいですが、やはり優先順位をつけて、やれるところから少しずつスタートしていくことが大切かなというふうに感じさせていただいた懇談会でした。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。ほかにございますか。

小林委員

私は、今、渡邊委員からも報告がございましたけれども、8月10日の中学校PTA連合会との懇談会について、簡潔に報告をさせていただきたいと思います。今、渡邊委員が言われたとおり、毎年、いろいろな場面で私も申し上げているのですが、非常に中学校PTA連合会の方々は、真摯に子どもたちのために、何が、今、必要かということをしかりと私たちに伝えていただいています。

多くの地域のPTAの場合、活動をすることが目的みたいになっているようなケースがよくあるのですが、本区の中学校PTA連合会の方々はそういう点では、子どもたちのより良い成長のために自分たちに何ができるかということについて、しっかりと課題意識を持ってやっていらっしゃるというところが、私はすばらしいなというふうに思いました。

私も、何回かこういう会に出させていただいて、今回、感じたことは、今、非常に保護者の方々からの要望も多く、場合によっては学校の教育活動が停滞したり、萎縮したりしてしまって、難しい状況があるということがよく言われるわけですが、やはりそういう状況の中であって、PTAの存在というのは非常に大きなものだと思うのですね。

ですから、今後、やはり教員も学校も、それから保護者もPTAも、そしてこの教育委員会も、何が目的かという、やはり子どもたちが健やかに、より良く成長していくということ。この目標がみな一致しているわけですので、それぞれの立場の違いからいろいろと率直に意見を言い合いながら、ブラッシュアップして、いいものにしていければなどというふうに感じました。大変有意義な時間だったと思っております。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。ほかにはございませんか。よろしいですか。

そのほかにも事務局から報告事項はございますか。

副参事（学校教育担当）

私から、今年度の海での体験事業の実施結果につきまして、口頭にてご報告をさせていただきます。

海での体験事業、今年で5回目の実施となります。7月30日から8月5日にかけて、2泊3日を3回実施いたしました。参加者は全体で93名でございました。この事業の参加者の募集につきましては、各小学校や小学校PTA連合会などの協力をいただきながら、参加者の増加に努めてまいりました。また、今年度の3回目は学校を指定しての事業ということで実施しております。その事業に関しまして、教育委員の先生や学校長を初めとする教職員の方にも視察をしていただきました。

参加者、参加者の保護者を対象に行ったアンケート結果では、参加した児童、保護者ともに大変よかったという声が多く、事業は好評であったというふうに認識してございます。

今度、アンケートの結果の分析などを行いまして、今後の事業の充実、また実施方法の工夫などによって、より良い事業展開を図っていきたいというふうに思っております。

以上で報告を終了させていただきます。

田辺教育長

この報告につきまして、ご質疑等ございますか。よろしいですか。

それでは、続いて事務局から次回開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の定例会は、9月2日、午前10時から、区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第21回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午後8時47分閉会